

### 第3節 障害者福祉

#### 1 身体障害者福祉

##### (1) 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定められた程度の障害を有する者に、申請に基づいて交付される手帳で、同法の適用の証明となり、かつ各種障害福祉サ

ービスを利用する根拠となるものである。管内の身体障害者手帳所有者の状況は次のとおりである。(表2)

表1 身体障害者手帳事務処理状況 (単位：人)

区 分	平成23年度中の異動				23年度末所有者
	新規交付	転入	転出	返 還	
川北町	9	1	1	11	185

※ 当センターの事務対象地域は川北町のみである。

表2 身体障害者手帳所有者数 平成24年3月末現在 (単位：人)

区 分	18歳未満	18歳以上	計
川北町	4	181	185
管内計	4	181	185
小松市	78	4,252	4,330
加賀市	46	3,493	3,539
能美市	31	1,668	1,699
県 計	833	45,336	46,169

##### (2) 特別障害者手当等

在宅の重度心身障害児(者)に対して手当の支給を行っている。

時の介護を必要とする在宅障害児(20歳未満)を対象とする。

##### ア 特別障害者手当等

著しく重度の障害のため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅障害者(20歳以上)を対象とする。

##### ウ 福祉手当

昭和61年4月1日において、20歳以上の従来の福祉手当受給(経過措置分)者の内、特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害者基礎年金も支給されない在宅障害者を対象とする。

##### イ 障害児福祉手当

重度の障害のため、日常生活において常

表3 特別障害者手当等支給事務処理状況 平成23年度(単位：人)

区 分	22年度末現在	申 請	決 定 状 況 等			停 止 除 除	停 止	資 格 喪 失	23年度末現在
			認 定	却 下	保 留				
特別障害者手当	1	—	—	—	—	—	—	1	0
障害児福祉手当	3	—	—	—	—	—	—	—	3
福 祉 手 当	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 当センターの事務対象地域は川北町のみである

表4 特別障害者手当等の受給者状況

平成24年3月末日現在（単位：人）

区 分	特別障害者手当		障害児福祉手当		福 祉 手 当		計	
	受給者	支給停止者	受給者	支給停止者	受給者	支給停止者	受給者	支給停止者
川北町	—	—	3	—	—	—	3	—
県 計	675	17	522	18	69	1	1,266	36

## 2 知的障害者福祉

## (1) 療育手帳

知的な障害を有する者に、申請に基づいて交付される手帳で、知的障害児(者)に対して一貫した相談援助を行うとともに、これらの者が各種障害

福祉サービスを利用しやすくするため、石川県では昭和48年度から療育手帳を交付している。管内の療育手帳所有者の状況は次のとおりである。

(表5、表6)

表5 療育手帳事務処理状況

(単位：人)

区 分	平成23年度中の異動				23年度末所有者
	新規交付	転入	転出	返 還	
川北町	3				30

※ 当センターの事務対象地域は川北町のみである。

表6 療育手帳所有者数

平成24年3月末日現在（単位：人）

区 分	判定A（重度）			判定B（中・軽度）			計		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
川北町	4	7	11	3	16	19	7	23	30
管内計	4	7	11	3	16	19	7	23	30
小松市	50	185	235	92	333	425	142	518	660
加賀市	47	170	217	54	229	283	101	399	500
能美市	34	91	125	58	144	202	92	235	327
県 計	643	2,510	3,153	978	3,291	4,269	1,621	5,801	7,422